

会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託に係る実施要綱等に対する質問への回答

質問の内容		回答
質問 1 実施要綱 第 2 節 対象 事業の概要	<p>(施設等の概要) 第 3 条</p> <p>送配水施設及び需要者が設置する給水装置の内、量水器 1 次側までを「委託施設」となっていますが、送配水管の布設状況及び給水件数については、平成 23 年度水道事業概要（会津若松市水道部発行）に記載されている内容でよろしいですか。</p> <p>なお、創設当時の印籠鋳鉄管は、現在何 Km ありますか。</p>	<p>私所有の給水管を除きご理解のとおりです。なお、毎年の工事により増減しています。</p> <p>委託施設概要資料は、別途提供します。</p> <p>平成 25 年 3 月末現在 印籠鋳鉄管（C I P）は、約 26 k m です。</p>
質問 2 実施要綱 第 6 節 提案 に関する条件 等	<p>(保険) 第 50 条</p> <p>加入済保険の内容については、応募資格審査に合格した者に対し、8 月 1 日～8 月 7 日の期間開示する。となっておりますが、応募資格審査結果通知日が 8 月 5 日でありますので</p> <p>実質開示期間は、応募資格審査結果通知後の 8 月 5 日～8 月 7 日となるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
質問 3 リスク分担表	<p>事故・災害</p> <p>「施設・設備の劣化等による事故」とありますが、劣化した施設・設備の責任が受注者に掛かる場合についてはどのような条件を想定していますか。また、配・給水管の漏水に対するリスクも受注者に掛かるのですか。</p>	<p>維持管理業務に起因すると考えられる損傷や劣化を想定しています。</p> <p>配・給水管の漏水に対することについては、漏水等について適切な対応が無かった場合を想定しています。</p>

<p>質問 4 要求水準書 2. 前提条件</p>	<p>(3) 事業者が使用できる備品 「事業者が管理を委託する備品および事業者が調達すべき消耗品は事業開始前に本市が指定する」とありますが、具体的にどのようなものを想定していますか。</p>	<p>備品については、別途備品リストを別途提示します。 消耗品については、次亜塩素酸ナトリウム・自家発電用の補給用燃料・各配水池の記録用紙等を想定しています。</p>
<p>質問 5 要求水準書 3. 本業務実施にあたっての留意事項</p>	<p>(3) 従事者の勤務及び配置について 年末年始の休暇（12月29日～1月3日）については、土日、祝日と同様に考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。12月29日から1月3日までの日は「会津若松市の休日定める条例」に該当いたします。</p>
<p>質問 6 第9号様式 (第35条関係)</p>	<p>送配水施設維持管理等業務事業費内訳明細書 ① 記載されております項目のほかに追加項目を設けてもよろしいですか。 「配水施設・給水装置に対する24時間対応」の項目の追加。 また、項目を合算してもよろしいですか。 「送配水施設の点検管理業務」の項目の中で「施設・設備の清掃」を合算して積算してもよろしいですか。 なお、積算根拠において明記いたします。 ② 各項目ごとに諸経費を積算しなければならないのでしょうか。各諸経費については、一括して、合計の欄に記載する事でもよろしいですか。</p>	<p>「会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託要求水準書」に記載されている範囲であることから異議はありません。 各項目ごとに記載してください。</p>

	<p>③ 「その他」の項目に該当がなければ、その欄は削除してもよろしいですか。</p> <p>④ 合計の項目であります。人件費、諸経費、SPC設立費、運営管理費、その他、小計とありますが、それぞれ上記項目の合計を記載するものと考えております。</p> <p>従いまして、小計のところに事業費の総合計が記載されることとなりますが、その記載方法でよろしいですか。</p>	<p>該当がなければ、空欄としてください。</p> <p>異議はありません。</p>
--	---	--